

Polystyrene Calibration kit S-M2-10, Part Number PL2010-0102

1. 化学品及び会社情報

製品名 : Polystyrene Calibration kit S-M2-10, Part Number PL2010-0102
製品番号 : PL2010-0102
供給者/製造者 : 会社名 Agilent Technologies, Inc.
 住所 5301 Stevens Creek Blvd
 Santa Clara, CA 95051, USA
緊急連絡電話番号(受付時間) : CHEMTREC®: +(81)-345209637

化学製品の推奨される用途

分析化学。

0.5 g Polystyrene nominal Mp 580
 0.5 g Polystyrene nominal Mp 1300
 0.5 g Polystyrene nominal Mp 3000
 0.5 g Polystyrene nominal Mp 5000
 0.5 g Polystyrene nominal Mp 10000
 0.5 g Polystyrene nominal Mp 20000
 0.5 g Polystyrene nominal Mp 30000
 0.5 g Polystyrene nominal Mp 70000
 0.5 g Polystyrene nominal Mp 130000
 0.5 g Polystyrene nominal Mp 300000

発行日/改訂版の日付 : 21/09/2016

前作成日 : 28/03/2016.

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

分類されていない。

GHS ラベル要素

注意喚起語 : 注意喚起語なし。
危険有害性情報 : 重大な作用や危険有害性は知られていない。
注意書き
安全対策 : 該当せず。
応急措置 : 該当せず。
保管 : 該当せず。
廃棄 : 該当せず。

他の危険有害性 : 散ると、粉塵と空気の爆発性混合物を形成する可能性あり。

3. 組成及び成分情報

化学物質/混合物 : 化学物質

CAS 番号/他の特定名

成分名	%	CAS 番号	官報公示整理番号 (化審法)	労働安全衛生法
ポリスチレン	100	9003-53-6	(6)-120	9-(0)-203

本製品の補足的な成分の中には、現在の知識の範囲および該当する濃度において、このセクションで報告が義務づけられている健康または環境に対して有害危険性であると分類される成分は含まれていません。

暴露限界がある場合、セクション8に記載されている。

4. 応急措置

必要な応急処置の説明

- 眼に入った場合** : すぐに多量の水で、時々上下のまぶたを持ち上げながら眼をすすぐ。コンタクトレンズの有無を確認し、着用している場合にははずす。炎症が生じた場合、医師の診察を受ける。
- 吸入した場合** : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。症状が現れたら、医師の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合** : 多量の水で、汚染された皮膚を洗浄する。汚染された衣服および靴を脱がせる。症状が現れたら、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合** : 水で口を洗浄する。空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。物質を飲み込んだ場合、被災者の意識があれば少量の水を飲ませる。医師の指示がない限り、吐かせてはならない。症状が現れたら、医師の診断を受ける。

最も重要な急性および遅発性の症状/影響

起こりうる急性毒性

- 眼に入った場合** : 制定法上の、あるいは勧告されている暴露限界を超えた濃度の空気浮遊物質へ暴露すると、目に炎症を引き起こす原因となることがある。
- 吸入した場合** : 制定法上の、あるいは勧告されている暴露限界を超えた濃度の空気浮遊物質に曝露すると、鼻、のど及び肺に炎症を引き起こす原因となることがある。
- 皮膚に付着した場合** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。
- 飲み込んだ場合** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

短期暴露

- 潜在的な遅発性作用** : データなし。

過剰暴露の徴候/症状

- 眼に入った場合** : 有害症状には以下の症状が含まれる:
刺激
発赤
- 吸入した場合** : 有害症状には以下の症状が含まれる:
気道の刺激
咳
- 皮膚に付着した場合** : 特にデータは無い。
- 飲み込んだ場合** : 特にデータは無い。

必要に応じた速やかな医師の手当てと必要とされる特別な処置の指示

- 医師に対する特別な注意事項** : 症状に対応した対処療法を行うこと。大量に摂取あるいは吸引した場合は、直ちに毒物治療の専門医に連絡する。
- 特定の治療法** : 特定の治療法はない。
- 応急措置をする者の保護** : 人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。

有害性情報を参照(セクション11)

5. 火災時の措置

消火剤

- 消火剤** : 粉末化学消火剤を使用すること。
- 不適切な消火剤** : 粉塵と空気の爆発性混合物を形成する可能性がある高圧媒体を避けること。

- 火災時の措置に関する特有の危険有害性** : 分散すると、粉塵と空気の爆発性混合物を形成する可能性あり。

- 有害な熱分解生成物** : 分解生成物には以下の物質が含まれることがある:
二酸化炭素
一酸化炭素

- 消防士用の特別な防具と予防措置** : 火災が発生したら、すみやかに火災現場から人員を退避させ現場を隔離する。人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。危険でなければ、火災現場から容器を移動させる。ウォータースプレーを使用して火気にさらされた容器を冷温に保つ。

- 消火を行う者の保護** : 消火を行う者は適切な保護器具と、陽圧モードで動作するフルフェイス部分を備えた自給式の呼吸器具を装着しなければならない。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- 緊急時要員以外の人員用** : 人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。周辺地域の人々を避難させる。関係者以外ならびに保護用具を着用していない作業員の入室を禁じる。漏出した物質に触れたり、その上を歩いたりしてはならない。全ての発火源を遮断する。危険地域には、発火信号、煙草、火焰機器を持ち込まない。粉塵の吸入を避ける。適切な個人保護装置を着用する。
- 緊急時の責任者用** : 流出分の取り扱いに専用衣類が必要な場合には、適切および不適切な物質に関するセクション8に記載の情報に注意しなければならない。「緊急時要員以外の人員用」の情報も参照。

- 環境に対する注意事項** : 漏出した物質や流去水の拡散、および土壌、水路、排水溝下水道との接触を回避する。製品が環境汚染(排水、水路、土壌または大気)を起したときは、関係する行政当局に報告する。

- 封じ込め及び浄化の方法及び機材** : 漏出区域から容器を移動する。火花防止型の工具および防爆型の装置を使用する。物質を吸い取るか拭き取り、ラベル表示した廃棄容器に収容する。許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処分する。

7. 取扱い及び保管上の注意

安全に取扱うための注意事項

- 保護措置** : 適切な個人保護具を使用すること(セクション8を参照)。粉塵の吸入を避ける。取り扱い時に粉塵の生成を避け、着火の原因となり得るものすべて(火花または火炎)を避ける。粉塵の貯留を防止する。換気が十分な場所でのみ使用する。換気が不十分な場合は適切な呼吸用保護具を着用する。電気機器および照明器具は、熱せられた表面、火花、その他の引火源に粉塵が接触しないよう、適切な基準に合わせて防護されていなければならない。静電気防止対策を講じる。火災や爆発を防止するため、容器を接地して運搬中の静電気を放電させると共に、物質を移し換える前に容器と用具を電氣的に接続する。
- 一般的な職業衛生に関する助言** : 本物質の取扱い、保管、作業を行う場所での飲食および喫煙は厳禁。作業者は飲食、喫煙の前に手を洗うこと。飲食区域に入る前に汚染した衣類と保護具を脱ぐこと。同様にセクション8の衛生措置に関する追加情報も参照。

- 安全に保管するための注意事項** : 現地の法規制に従って保管する。隔離され認定された場所に貯蔵する。元の容器に入れ、換気の良い乾燥した冷所で直射日光を避け、混合禁止物質(セクション10を参照)および飲食物から離して保管する。あらゆる発火源を除去する。酸化性物質に近づけない。使用直前まで、容器は固く閉め封印して保管する。いったん開けた容器は入念に再密閉し、漏出を防ぐため直立させて保管する。ラベルのない容器に保管してはならない。環境汚染を避けるために適切な容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度

曝露限界

確認済み曝露限界値はない。

- 適切な技術的管理** : 換気が十分な場所でのみ使用する。ユーザーの作業により粉塵、ヒューム、ガス、蒸気またはミストが発生する場合は、作業行程の囲い込み、局所的排気通風装置あるいはその他の技術的制御により、作業者の空中に浮遊している汚染物質への曝露を全ての推奨値あるいは法定限度以下に保つこと。ガス、蒸気あるいは塵埃の濃度を曝露限界以下に保つためには技術的な管理も必要となる。防爆型換気装置を使用する。

- 環境曝露管理** : 換気装置および作業工程装置からの排出物を検査し、環境保護の法律規制の要件に適合していることを確認しなければならない。場合によっては排出物を許容レベル以下に下げのために煙霧清浄機やフィルター、あるいは行程装置の技術的改良が必要になることもある。

個人の保護措置

衛生対策

- : 化学製品の取り扱い後は、食事、喫煙、およびトイレの使用前、さらに作業時間の最後に、両手、両腕の肘から手首までの部分、また顔を十分に洗う。汚染された可能性のある衣類を取り除く際には、適切な技術を用いる。汚染された衣類は、再着用の前に洗濯する。作業場所の近くに洗眼スタンドと安全シャワーが設置されていることを確認する。

保護眼鏡/保護面

- : リスク評価によって必要とされるときは、液体の飛まつ、ミスト、ガスあるいは塵埃への曝露をさけるため、承認された基準に合格した安全眼鏡を着用する。接触の可能性がある場合、評価によってより高次の保護が指摘されている場合を除いて次の保護具を着用しなければならない: 側方シールド付の保護眼鏡。作業条件により高濃度の粉塵が発生する場合は、粉塵用ゴーグルを着用する。

皮膚の保護

8. ばく露防止及び保護措置

- 手の保護具** : リスク評価によって必要とされるときは、化学製品の取り扱いの際、承認された基準に合格した耐化学品性で不浸透性の手袋を常に着用する。
- 身体保護具** : 作業者の身体保護衣は、行う作業の内容および関連するリスクに基づいて選択しなければならず、さらにこの製品を取り扱う前に専門家の承認を受けなければならない。
- その他の皮膚保護具** : この製品を取り扱う前に、行う作業とそれに付随するリスクに基づき適切な履物および何らかの追加的な皮膚保護具を選択し、専門家の認可を受けなければならない。
- 呼吸用保護具** : 危険性と暴露の可能性に基づき、適切な基準または認証を満たすマスクを選択すること。マスクは、呼吸保護プログラムに従って使用し、適切な付け心地、トレーニング、および使用上のその他の側面を確実にすること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

- 物理的状态** : 固体。[粉末。]
- 色** : 白。
- 臭い** : 無臭。
- 臭いのしきい** : データなし。
- pH** : データなし。
- 融点** : 240°C (464°F)
- 沸点** : データなし。
- 引火点** : 密閉式: 345 から 360°C (653 から 680°F)
- 燃焼点** : データなし。
- 蒸発速度** : データなし。
- 燃焼性(固体, 気体)** : 次の物質および条件の存在下で引火性: 裸火、火花、および放電 および 熱。
- 爆発(燃焼)限界の上限および下限** : データなし。
- 蒸気圧** : データなし。
- 蒸気密度** : データなし。
- 比重** : 1.05 [水=1]
- 密度** : 1.05 g/cm³ [20°C (68°F)]
- 溶解度** : 以下の物質に不溶性: 冷水 および 温水。
- n-オクタノール/水分配係数** : データなし。
- 分解温度** : データなし。
- 自然発火温度** : 427°C (800.6°F)
- 粘度** : データなし。

10. 安定性及び反応性

- 反応性** : この製品またはその成分に関しては、反応性に関する利用可能な具体的試験データはない。
- 化学的安定性** : 製品は安定である。
- 危険有害反応可能性** : 通常の貯蔵および使用条件下では、有害な反応は起こらない。
- 避けるべき条件** : 取り扱い時に粉塵の生成を避け、着火の原因となり得るものすべて(火花または火炎)を避ける。静電気防止対策を講じる。火災や爆発を防止するため、容器を接地して運搬中の静電気を放電させると共に、物質を移し換える前に容器と用具を電氣的に接続する。粉塵の貯留を防止する。
- 混触危険物質** : 次の物質と反応性あるいは危険配合性:
酸化性物質
- 危険有害な分解生成物** : 通常の保管及び使用条件下では、危険な分解生成物は生成されない。

11. 有害性情報

毒物学的作用に関する情報

急性毒性

データなし。

刺激性/腐食性

データなし。

感作

データなし。

変異原性

データなし。

発がん性

データなし。

生殖毒性

データなし。

催奇形性

データなし。

特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)

データなし。

特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)

データなし。

呼吸に対する危険有害性

データなし。

可能性のある暴露経路についての情報 : データなし。

起こりうる急性毒性

- | | |
|-----------|--|
| 眼に入った場合 | : 制定法上の、あるいは勧告されている暴露限界を超えた濃度の空気浮遊物質へ暴露すると、目に炎症を引き起こす原因となることがある。 |
| 吸入した場合 | : 制定法上の、あるいは勧告されている暴露限界を超えた濃度の空気浮遊物質に曝露すると、鼻、のど及び肺に炎症を引き起こす原因となることがある。 |
| 皮膚に付着した場合 | : 重大な作用や危険有害性は知られていない。 |
| 飲み込んだ場合 | : 重大な作用や危険有害性は知られていない。 |

物理的・化学的および毒物学的な特性に関連する症状

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 眼に入った場合 | : 有害症状には以下の症状が含まれる:
刺激
発赤 |
| 吸入した場合 | : 有害症状には以下の症状が含まれる:
気道の刺激
咳 |
| 皮膚に付着した場合 | : 特にデータは無い。 |
| 飲み込んだ場合 | : 特にデータは無い。 |

遅発性および即時性の影響ならびに短期および長期の暴露による慢性的な影響

短期暴露

- | | |
|-----------|----------|
| 潜在的な即時性作用 | : データなし。 |
| 潜在的な遅発性作用 | : データなし。 |

長期暴露

- | | |
|-----------|----------|
| 潜在的な即時性作用 | : データなし。 |
| 潜在的な遅発性作用 | : データなし。 |

11. 有害性情報

健康への慢性効果の可能性

データなし。

- 概要** : 粉塵を繰り返しあるいは長期間吸入すると、慢性の呼吸器炎を引き起こすことがある。
- 発がん性** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。
- 変異原性** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。
- 催奇形性** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。
- 発育への影響** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。
- 生殖能力に対する影響** : 重大な作用や危険有害性は知られていない。

毒性の数値化

急性毒性の推定

データなし。

12. 環境影響情報

毒性

データなし。

残留性・分解性

製品 / 成分の名称	水中における半減期	光分解	生分解性
ポリスチレン	-	-	容易ではない

生体蓄積性

データなし。

土壌中の移動性

- 土壌/水分配係数(K_{oc})** : データなし。
- 移動性** : データなし。

オゾン層への有害性

: 該当せず。

その他の悪影響

: 重大な作用や危険有害性は知られていない。

13. 廃棄上の注意

廃棄方法

: 廃棄物の発生は避けるか、あるいは可能な限り少なくする必要がある。この製品、製品の溶液およびあらゆる副生成物の処分は、常に環境保護および廃棄物処理に関する法律の定める要求事項、および現地法の定める要求事項に従わなければならない。余剰またはリサイクルできない製品は許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処理する。管轄当局の要件に完全に準拠しない限り、廃棄物を無処理で下水道に流してはならない。不要な包装材料は再利用しなければならない。焼却または埋め立ては、再利用が不可能な場合にのみ検討すべきである。この材料およびその容器は安全な方法で廃棄しなければならない。空の容器や中袋に製品が残留している可能性がある。漏出した物質や流去水の拡散、および土壌、水路、排水溝下水道との接触を回避する。

14. 輸送上の注意

適用法令

- UN / IMDG / IATA** : 規定なし。

使用者のための特別な予防措置

: **使用者の施設内での輸送:** 直立型の安定した容器に入れて輸送する。本製品の輸送者が事故や漏出の際の対処法を理解していることを確認する。

15. 適用法令

消防法

該当せず。

消防法 - 妨害物質 : 非該当

指定可燃物 : 該当せず。

指定数量 : データなし。

海事安全

危険物の海上運送規制に関する通達

該当せず。

容器等級

該当せず。

労働安全衛生法

特定化学物質の用途

該当せず。

ラベルに関する規定

該当せず。

名称等を通知すべき危険物及び有害物

該当せず。

発がん性物質

該当せず。

変異原性物質

該当せず。

腐食性液体 : 非該当

労働安全衛生法: 別表第一 : データなし。

鉛中毒予防規則 : 非該当

四アルキル鉛中毒予防 : 非該当

製造の許可を受けるべき有害物 : 非該当

製造等が禁止される有害物等 : 非該当

危険物 : 非該当

有機則 : データなし。

化審法

該当せず。

毒物及び劇物取締法

該当せず。

化学物質排出把握管理促進法(PRTR)

該当せず。

日本産業衛生学会 発がん性物質 : 非該当

15. 適用法令

海洋汚染および海洋災害防止法 : データなし。

道路法 : 該当せず。
 特別管理産業廃棄物リスト : 非該当

日本インベントリ : 日本インベントリ(ENCS)(既存及び新規化学物質): 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
 日本インベントリ((ISHL): 当物質は記載されているかあるいは免除されている。

国際規格

化学兵器禁止条約リストスケジュール、II、IIIの化学物質

非該当。

モントリオール議定書(付属文書A、B、C、E)

非該当。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

非該当。

事前通報承認制度(PIC)に関するロッテルダム条約

非該当。

POPおよび重金属に関するUNECEオルフス(Aarhus)議定書

非該当。

国際リスト

国別目録

オーストラリア : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
 カナダ : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
 中国 : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
 ヨーロッパ : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
 マレーシア : 未確定。
 ニュージーランド : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
 フィリピン : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
 大韓民国 : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
 台湾 : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
 トルコ : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。
 米国 : 当物質は記載されているかあるいは免除されている。

16. その他の情報

履歴

発行日/改訂版の日付 : 21/09/2016
 前作成日 : 28/03/2016.
 バージョン : 1.2

参照 : データなし。

前バージョンから変更された情報を指摘する。

注意事項

使用者への注意: このデータシートは作成時における最新情報に基づいて作成されています。しかしながら記載されている内容は情報提供であり、その正確性あるいは完全性に関していかなる保証をなすものではありません。